

事 務 連 絡
令和6年10月30日

漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業特定技能協議会事務局
(水産庁企画課漁業労働班)

第6回漁業特定技能協議会の書面開催について

漁業特定技能協議会運営要領（漁業特定技能協議会決定第1号）第6条第6項の規定に基づく書面会議として、下記議題についてご審議いただき、ご意見を賜るとともに、構成員のご承認をいただきたくお願い申し上げます。構成員の皆様におかれましては、御協力を宜しくお願い申し上げます。

なお本書面会議は、漁業特定技能協議会運営要領第9条の規定に基づき、会議資料及び議事要旨については公表となりますので、ご承知おき下さい。

記

1 実施期間

令和6年10月30日(水)から11月6日(水)まで

2 議題

(1) 新たに2号構成員になろうとする者の構成員資格の確認（協議）

9月20日付で愛南漁業協同組合より、傘下の真珠殖業者に対する2号構成員として協議会に加わるにあたっての資格承認申請が提出されたことから、協議会に諮り、愛南漁業協同組合の協議会加入について了承を得るものです。

現在、愛南町においては、愛南地区における外国人の適正な受入について愛南町役場として整備を進めているところであり、整い次第、愛南漁業協同組合の協力の下で、愛南町が2号構成員となり1号構成員の業務を引き継ぐこととしています。詳細については、別添資料1-1をご確認ください。

2号構成員につきましては、令和5年11月10日現在18団体が加入しており、19番目として愛南漁業協同組合が加わることとなります。また、分科会としては養殖業分科会に属します。（資料1-2）

なお、新たに2号構成員になろうとする者の構成員資格については、漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（漁業特定技能協議会決定第3号）第3条の規定により、協議会において確認することとされております。

（2）技能実習制度の実施状況に係る情報共有（報告）

特定技能外国人の在留状況等の、特定技能制度に係る報告事項です。

① 制度の運用現状（資料2-1）

令和6年6月末現在の特定技能外国人の在留状況の報告です。特定技能1号在留外国人数は、6月末現在、特定産業12分野で合計251,594人となっており、6割がベトナム人となっています。また、特定技能2号在留外国人は、特定産業6分野で合計153人となっています。

漁業分野では、特定技能1号のみで3,035人（漁業1,988人、養殖業1,047人）となり、1年前と比べて漁業で551人、養殖業で336人増加しています。また、技能測定試験を経て特定技能となった者（試験ルート）は416人（漁業102人、養殖業314人）となっています。出身国別内訳は、ベトナム人が439人、インドネシア人が2,452人、中国人が125人、フィリピン人他が19人（うち、1人はフランス人）となっています。

漁業分野の特定技能外国人は、平均と比べて年齢が若く、男性が多い特徴があります。

② 漁業分野の求人状況（資料2-2）

令和5年における求人状況の報告です。令和5年は、漁船員の求職者数が増えたものの、それ以上に求人数が増えたことから、漁船員の求人倍率は6.11と昨年を上回りました。水産養殖作業員の求人倍率は2.12で、過去5年の動向としては減少傾向。全産業平均（1.17）と比べると、漁船漁業で約5倍、養殖業で約1.8倍という状況となっています。